

令和5年度 第1回大阪市障がい者施策推進協議会 障がい者計画策定・推進部会
議事録

日 時 : 令和5年9月28日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで
会 場 : 大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室
出席委員 : 三田(優) 部会長、井上副部会長、芦田委員、大野委員、小澤委員、
倉田委員、酒井(大) 委員(Web)、三田(康) 委員、大東委員、西委員、
長谷川委員、星沢委員、前野委員(Web)、溝上委員、宮川委員(Web)、
山内委員、山梨委員、和多田委員

司会(障がい福祉課 和田) <開会>
松村障がい者施策部長 <あいさつ>
司会 <出席者紹介、資料説明等>

三田(優) 部会長

- ・ 議題1 次期「障がい者支援計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」(素案)について事務局から説明をお願いします。

三浦障がい福祉課長

<議題1 資料1・資料2 説明>

三田(優) 部会長

- ・ ご意見、ご質問いかがでしょうか。

倉田委員

- ・ 資料2の23ページの最後、職員研修を実施し合理的配慮に基づいた施策を進めるとありますが、合理的配慮について、具体的にどのような研修を予定されているのでしょうか。
- ・ 合理的配慮には様々ありまして、例えば、今日も切符を買うのに券売機で迷っておられる方がおられたので、私が少しお手伝いして切符を買ったといったことがありました。街の中で合理的配慮をしていただくのは、街のつくりとして難しいと思うんです。エレベーターがなかったり、階段が多かったり、地下鉄でも、改札が端にしかなかったり地上階にトイレがなかったり、大阪市内や難波でも地上階に公衆トイレが全然ないです。
- ・ 合理的配慮を職員の方がするとき、どのような合理的配慮を利用者にしてくださるのか、具体的にどのような合理的配慮することを念頭において研修を行われるのか、具体案があれば教えていただきたい。
- ・ あと、このアンケートを見たとき、相談窓口は区役所と保健所に集中していたのですが、区役所と保健所は各区にあります。介護や色々な支援を受けるときに一番使っているサービスはタクシーの利用券だったんです。タクシーの利用券で行ける範囲は、(料金を)

市が半分持って利用者が半分持つということになると、遠くに行くのを躊躇します。合理的配慮をしてもらえる専門の相談所はいろんな区に跨ってあると思います。療育手帳を発行するのにも、その検査を受けるのにも、離れた区から交通の不便な区まで行ったり。知的障がいのある方が、療育手帳の更新や発行に行くために、わざわざ遠い区まで親御さんと行くこともあると思いますが、足の悪い親御さんの場合、離れた区まで療育手帳の発行のために行くのも難しいと思うんです。夏の暑い時期だと倒れそうになると思います。

三田（優） 部会長

- ・ まとめていただいてよろしいでしょうか。

倉田委員

- ・ 合理的配慮をするのであれば、どのような合理的配慮をみんなが必要としているのかというニーズをはっきりとらえないと、どのような合理的配慮を行えば皆さんに満足してもらえるかがわからないまま支援や計画が進んでしまうと思うんです。
- ・ 合理的配慮がどのように必要なのかというのは、このアンケートから見えてくると思うんです。そのニーズをきちんとはっきり把握しながら、合理的配慮の検証を行おうとしておられるのか、具体的にどのようなことをするのかを明確に示していただきたいです。

三田（優） 部会長

- ・ 23 ページの一番下のところですね。質問であり意見でありということですが、事務局、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 23 ページに書かせていただいている「障がいや障がいのある人への理解促進に向け、全職員を対象とした研修を実施し、それぞれの部局において合理的配慮に基づいた施策を進めることができるよう取り組みます」という部分についてのご意見をいただいております。
- ・ 研修内容につきましては、障がいや障がいのある人への理解促進に繋がるような研修の実施と考えております。
- ・ この趣旨につきましては、福祉施策、特に障がい児者施策につきましては、障がいのある方への理解に基づいた施策を進めることを趣旨としているところですが、大阪市の中でも、福祉以外の部署では、障がいのある方に配慮した施策を進めることの難しさ、その背景には、福祉施策に携わらない職員については、障がいや障がいのある人についての基本的な理解をする機会が少ないといったこともあると思っております。
- ・ まずは、そういった福祉部局以外の職員の方々にも、障がいのある方の実情や、障がいのことといった基本的なことを知っていただくことを通じまして、まちづくりや区役所の窓口などにおいて、例えば通知を一つお送りするといったことなどにつきましても、

広く市民に向けて施策を行うときに、その市民の中には障がいのある方がいらっしやっ
て、きちんと届けるためには、あるいは、きちんと使っていただけるような制度にする
ためには、どういったことに気をつけないといけないかということも、施策を進める上
であわせて考えていただくという、そういう土壌を作っていく必要があるということ
を目指すために、書かせていただいたものになります。

- ・ 倉田委員にご質問いただいた、どういった研修なのかということにつきましては、まず
は障がいのある人はどういう方なのか、障がいというのはどういうことなのか、そうい
う方にはどういう配慮が必要なのか、というような基本的なことを知っていただく。そ
ういったことを踏まえて、それぞれの部局の施策を進めていただくことにつなげていく
ということ、この計画文案の中で方向性として書かせていただいたものでございます。

倉田委員

- ・ ここでの研修の対象は職員となっておりますが、これは市民のための障がい福祉計画であ
って、合理的配慮を実際にするのは職員さんではなく、市民の皆さん、健常者の方たち
が、障がいのある方たちに合理的配慮を行っていく上での理解啓発を進めていきたいと。
・ このアンケートの調査の意見の中でも、「市民の方たち、健常者の方たちに、障がい者
の人たちのことを知ってもらいたい、もっと理解してもらいたい」という要望が一番多
かったと思うんです。
・ 職員さんは、支援者というかサービスを提供する側なので、障がい者のことを理解して
いるのは当たり前のことだと思います。障がい福祉計画にわざわざ職員の研修を盛り込
むのではなくて、市民の健常者の方たちを対象に、合理的配慮とはどういうことなのか
といった、障がい者のことをもっと知っていただくための研修を行うことを盛り込んで
いただけたらありがたいと思います。

三田（優）部会長

- ・ いかがですか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 倉田委員のご指摘は、ごもっともだと考えております。そういった意味でも、23 ページ
は、22 ページにある「啓発・研修の充実」という項目の一番最後に、職員向けという項
目を付け加えさせていただいているところでございます。
・ この 22 ページの「啓発・研修の充実」という項目に続く 2 ページにわたる記載内容に
つきましては、倉田委員にご指摘いただいたように、基本的に、市民に広く障がいにつ
いて知っていただいて必要な配慮をしていただけるような、そういった取組につなげる
啓発の中身や、研修の内容について記載させていただいたと思っております。
・ そういったことを踏まえつつ、大阪市の職員についても、十分そういった配慮が行き届
かないようなことがあるというご指摘を改めていただきましたので、そういったことも
踏まえて、あえて市職員についても追加をさせていただいたところでございます。

井上副部長

- ・ 少し補足をさせてもらいますと、ワーキングの中でも議論をしております、障がい者理由に公営住宅の役員をできないと自治会側に伝えたところ、変な文書を書かされて、障がいのある方が自殺をしたといったケースがありました。そういう時に、住宅部局は障がい者に対する配慮について、どのように、このことに対する対応を考えたのか、そこがきちんと入っていなかったのではないかと。
- ・ コロナの時のワクチン接種についても、障がい者はこのようなワクチン接種の仕方では無理だとか。
- ・ 施策を考えるときに、障がい者に対する合理的配慮ということについて、障がい福祉課だけではなく他の部局も、もっと考えて政策を作っていくようにしないと、そういった問題は解決しないのではないかとということで、この項目を織り込んでもらったというのが経過なんです。

倉田委員

- ・ わかりました。

三田（優）部長

- ・ 他にご意見ないですか、特にワーキングに参加されていない方。

大東委員

- ・ 資料2の120ページの災害に関してです。事務局からの説明でもピックアップされて個別避難計画等の話がありました。
- ・ 大阪府歯科医師会では障がい者診療を行っております、障がい者の診療中、病院等で災害が起こった時、例えば病院の受診中であつたり、個人のクリニックで受診されている時に、災害が起こった場合、どういった避難をすればいいのかということに関しまして、歯科医師会の診療所等でも、こちらはこちらで考えないといけないのは当然ではありますが、やはりそれぞれの特性に応じた個別避難計画を作成されるということであれば、そういった情報の共有等はどのようにお考えになっているのか。
- ・ もしそういうことを想定されていなければ、ぜひ情報の共有等していただきまして、私どもでも避難計画を作るにあたりまして、障がい者の方々に大きな避難所では過ごしにくい方がいるとか、車の中でないと駄目だったという話も聞きますので、そういったことを含めて、事務局の方のご意見をお聞かせいただきたいと思います。質問とお願いになります。

危機管理室 木村課長

- ・ 個別避難計画ですが、現在徐々に作成に取り組んでいるところでございまして、その内容には、かかりつけのドクターや福祉施設などを掲載いただいたり、避難にあたっての

配慮事項を掲載いただくというようなことになっています。

- 例えば、避難する方が家にいなかった時に、この方はこの日は施設に行っておられるとといったようなことがわかるような掲載ということにも配慮させていただいています。
- さらに進んで、施設間の連携ネットワークができるかというようなところまでは具体的にはなっていないですが、通常、地域の方が避難支援に行っていただくことになりますので、その方が避難支援を行う時にあらかじめ情報をしっかりと持っておいていただけるような取組を順次進めているということでございます。
- ご意見をいただいた内容につきましては、持ち帰りまして、さらなる充実としてどのようなことができるかということで考えていきたいと思っております。

大東委員

- 個人のクリニックでは、外来の患者が一組か二組だけといったケースもありますが、大阪府歯科医師会の障がい者診療では、診療時間中に何十組も来られていることが多く、避難所になっている近くの小学校で受け入れが可能なのかとか、そういったことをどこに問い合わせればいいのかもわからない状態ですので、計画を立てようにも具体的に立てられないという壁がございまして質問させていただきました。今後ともご検討いただければと思います。

三田（優）部会長

- 今言われた情報というものが何の情報で、どのように共有するかということは、結構色々問題をはらんでいるかと思っております、もう少し説明をしてもらったほうがいいかなと思います。
- 個別支援計画の中に、日頃かかっているクリニックが書いてあることについて、例えば月に1回は先生のところに行っているといったことはご本人が開示しているからいいのですが、それを医療機関にどこまでの情報を誰がどう流すのかというのは、結構問題をはらんでいるような気がするのですが、問題はないですか。

危機管理室 木村課長

- 個別避難計画は、自らの力で避難することが難しい避難行動要支援者の方について、基本的には地域の方の支援をいただいて、避難所等へ避難をしていただくというための、避難支援のための計画ということになります。
- 本人のご了解をいただいて、避難の支援にあたる方がスムーズに避難支援を行えるように作成をするものですので、現状で医療機関等と共有するとか、そういうことには全くなっていない状態です。
- 自分では避難が難しい障がいのある方やお年寄りの方の避難支援に行ったときに、その方が施設へ行かれていて、おられないということもあります。そういった時に、避難支援に行った方に情報がなければ、どうなっているんだろうと、そこで戸惑ってしまうということがありますので、あらかじめそういったことも、支援する方とご本人の間で情報

共有をしておくというようなものが計画の中にあるということでございます。

井上副部長

- ・ 中断できない医療ってあるわけですよね。「とりあえず逃げなさい」はいいんだけど、医療が中断されないようにとか。例えば、東日本や阪神淡路の大震災の時もそうだったんですが、透析患者さんをどうするのかとか、そういったことを含めた仕組みでの避難所の設定や、そこの連携といったことについて、どういう計画で進めようとしているのですか、というご質問だと思うんです。そういったことは、考えておられるのでしょうか。

危機管理室 木村課長

- ・ おっしゃられているのは、医療機関で受診中の方にどう安全に避難していただくのかという観点でしょうか。

井上副部長

- ・ 避難はしないといけないが、そこで中断できない医療との関係を、どのように考えているのか、そこでどのように対応するのかといった仕組みは考えておられますか、ということです。

危機管理室 木村課長

- ・ そこにつきましては、医療の継続という観点になりますので。

井上副部長

- ・ 避難所も一括りで避難計画の一つじゃないですか。この問題は、阪神淡路大震災でも東日本大震災でもずっと指摘されてきたことですよ。
- ・ 難病連などからも、ものすごく大事なことなんだと、とりあえず命が助かったらそれでいいという話ではないと。
- ・ だから、そのあたりを計画の中できちんと明確にしてほしいということはずっと出ている課題ですので、そこに対するご質問の一つだと思うのですが、それは医療です、という振り方をするのではなく、どんな避難を考えておられるのか。医療を維持していくために、どのようにしようとしておられるのかということ、聞いているんだと思います。

危機管理室 木村課長

- ・ ご質問そのものはよくわかるのですが、危機管理室はドクターもいない部署ですので、医療をどうするのかということは、基本的には医療機関と連携をいただいている部署で、ご検討をお願いしているということになってまいります。
- ・ ご意見いただいている主旨からいうと、答えは違うかと思うのですが、なかなか私の部署でというのは難しい感じです。

三田（優） 部会長

- ・ もう1回、大東委員お願いします。

大東委員

- ・ ドクターも入っていないということに驚きました。ぜひ医療機関や医療人といった専門職を入れたグループを作っていただけたらと思います。
- ・ 私の主旨といたしましては、それぞれ特性もございますし、こういった特殊な場合も、病院、診療所として避難計画を想定しておかないといけないので、この文章ではふんわりしすぎているといたしますか、具体的にどのようにすればよいのかといったことにも、もう少し突っ込んで教えていただきたかったのですが、ぜひご検討いただけたらと思います。
- ・ 私どもがこういった個別避難計画にどう関わっていくのかということも含めて、避難させないといけない当事者として立つことも想定しないといけませんので、そういった時に障がいを持っている方々のそれぞれの特性、いろいろな疾病をお持ちですし、合併症もあると思いますので、そういったことの配慮も含めた計画を立てるために、どこの窓口で相談すればよいのかとか、こういうことについて連携していきましょうなど、窓口を明確にいただければありがたいと存じます。よろしく願いいたします。

三田（優） 部会長

- ・ 今の件ですが、いろんなそれぞれの意見が出ました。医療機関も地域にあります、多分情報が行ってないところもあるのかなと思いましたので、その辺を民生委員さん達や地域の大事な人達もいらっしゃると思いますが、ゆくゆく医療機関の人たちにも協力していただかなければいけないことがある中で、この計画と現場とのかなりの距離があるということも問題なのかなと私は思いました。

山梨委員

- ・ 避難所の件について、重度の障がいのある人は早く避難することなんです、一般の避難所へ先に行くということになっていますよね。そこに行ってから福祉避難所に移るという話を以前にされていましたが、これはちょっとおかしいと思うんです。
- ・ 早く避難してと言うのであれば、福祉避難所を先に立てるべきです。あとからだ、またそこに移らないといけない。こんなことを誰がするのかと聞くと、職員が行きますと言うけれど、たくさんの方が来ている避難所で、職員が行けるわけない。
- ・ 重度の障がいのある人は初めから福祉避難所に行くようにした方が、はるかに手間も省けるわけです。そのような計画を立てておられないのですか。

危機管理室 木村課長

- ・ おっしゃる観点は非常によくわかります。

- ・ 福祉避難所は、主に社会福祉施設にご協力をいただいて、福祉避難所として指定をさせていただいておるところです。施設には入所者がおられますし、災害が起こったとき、施設も被災をどれだけするかわからないということで、即座に福祉避難所として機能できるかどうかは、やはり施設側としても不安があるということです。
- ・ 受け入れが可能となった段階で、受け入れにご協力をいただけるということですが、施設側からも、直後は難しいとのお話をいただいております、ご指摘いただきましたように、通常の避難所にお越しをいただいた上で、受け入れが可能となりましたら順次移動をお願いするというのが、現状の考え方でございます。

山梨委員

- ・ それは納得がいかないでしょう。隣に福祉避難所があって、一般の避難所は離れたところにある。一般の避難所に行って、戻ってくるんですか。それは無理でしょう。

井上委員

- ・ ワーキングでも出たのですが、計画ですので、避難のあり方については緊急性がある課題だということだけは確認をしてもらったんです。
- ・ 先ほどのように、医療は医療で、障がい者は障がい者で、というようなこと言ったら、この計画の部会へ危機管理室に参加してもらっている意味がないんです。この問題について、意見を集約して、より適切な支援方法を検討するといったようなことを言ってもらわないと、それは医療の部局で考えてもらいますとか、障がい者に対する合理的配慮は障がいの部局で考えてもらいますということが回答というようにしか聞こえない。
- ・ この部会の中で、障がい者の側からも、そういったことについて緊急に対応していただく必要があるということで、計画を作りましょうということですよ。その方法について、危機管理室では考えられませんという回答だったら、ここに出てくる意味があまりないんじゃないですか。

危機管理室 木村課長

- ・ 災害時の対応ですので、危機管理室も検討が必要だと思うのですが、危機管理室だけではできないこともありますので、大きな防災の観点としても、危機管理室だけではなく、いろいろな部署が協力をしながら進めておりますので、今の観点も医療を所管する部署と連携をさせてもらいながら進めていくということで、今後も取り組んでいきたいとは考えております。

倉田委員

- ・ 避難所への誘導における、避難を誘導する方と避難される方の情報の共有とおっしゃられました、精神障がい者の当事者の実態の把握ということで以前アンケートをしたことがあると思うのですが、アンケートをするときに、自分が精神障がい者であることをみんなに知られたくないということで、個人情報保護の観点から、情報の共有を注意

深くやってほしいという意見を以前出したと思います。避難所への誘導をする人が精神障がい者を誘導すると簡単におっしゃったように聞こえたのですが、精神障がい者の情報の共有、情報の管理の仕方について、どのように考えておられるのでしょうか。

危機管理室 木村課長

- ・ ご本人が、障がいの状況を周りの方に知られたくないということのお話だと思うのですが、その点につきましては、個別避難計画を作成する前に、そのような地域への情報提供に同意をいただける方について提供いたしまして、個別避難計画の作成に取り組んでいくというものとなっていますので、ご本人が提供に同意されない場合は、計画には結びつかないということにはなりますが、地域への提供はしないことになっています。

倉田委員

- ・ 情報の提供がなされないということですが、精神障がい者で地域への共有がなされない人の支援についてはどのように考えておられるのでしょうか。

危機管理室 木村課長

- ・ 地域の方から支援をいただくためには、当事者の人が避難支援をして欲しいという情報を地域の方に提供しないと、計画づくりには結びつかないということになりますので、計画づくりに結びつけるために同意をいただきたいということでございます。

倉田委員

- ・ 地域への情報共有は同意がないと結びつかないということはわかったのですが、それならば情報を共有している医療機関と市との連携が必要不可欠ではないかと思えます。
- ・ 精神障がいの情報を持っているクリニックや精神科病院との連携が必要ではないかと思えますが、先程はそれが不十分ということだったんですね。

危機管理室 木村課長

- ・ 大阪市で把握をしております避難行動要支援者、高齢者では要介護3以上や、障がいのある方は障がいの種別に応じまして、あらかじめ基準を決めておりまして、それらの名簿は行政としては持っております。
- ・ 消防機関等々とも共有しているということとなっておりますので、医療機関で把握をしておられる情報で、一定基準の方については大阪市も情報としては持っております。その名簿は同意・不同意関係なく、その名簿全体を区役所とも共有しております。
- ・ 同意をいただいている方はあらかじめ避難計画を立てることができるというものとなっています。いざ本当に災害が起こって、行方不明の方がおられる、ということでしたら、そこから全体の名簿を活用するというのも可能とはなっています。

倉田委員

- ということは、区と医療機関が連携してくれるということを示しているということですよ。避難支援者との情報の共有は難しいかもしれないけれど、それを把握している区と病院との連携はしっかりして下さるということで間違いありません。

井上副部長

- 計画作成の部局としては、この方向でいいのでしょうか。提案に対して、今のような回答だったのですが。

三浦障がい福祉課長

- ご意見いろいろありがとうございます。ワーキングでも、災害の取組のところは、やはり待ったなしの課題ということもありまして、たくさんご意見をいただいたと思っております。
- 今回、計画文案に個別避難計画策定に関する部分を記載するにあたって、危機管理室や、各区で取組を進めている分につきましては各区の区長等が入った推進チームというものも立ち上げをされていまして、そういった推進チームにも入っていただいた上で、計画文案については整えてきたところです。
- 個別避難計画作成に関する取組につきましては、今回、福祉と防災との連携という文言を記載させていただいているのですが、本当に、今取組を始めたところと思っています。
- 国の方でも、個別避難計画策定のところは、福祉と防災の部局が連携して、必要に応じて地域の方々の協力と言われており、地域の方々の中には福祉専門職の参画や、医療機関との連携も入ってくると思うのですが、今後具体的な計画策定を進める中で、どういったところとどのような連携が必要なのか、そういったことを通じて、どのように効果的・効率的に避難支援をしていくのかということを考える、今まだスタート時点なのかなとも思っています。
- 引き続き、福祉局としましては、そういった防災の取組についても、危機管理室ときっちり対話もしていきながら、必要な連携を必要な部署とやっていけるように、というふうには進めていきたいと思っております。

井上副部長

- 福祉との連携だけではなく、医療との連携もあるよねというのが意見だったのですが、医療を加えることはできないですか。

三浦障がい福祉課長

- その辺りにつきましては、ご意見を踏まえまして少し検討をさせていただきたいと思っております。

三田（優） 部長

- ワーキングチームでもかなりいろいろな意見が出たのですが、それよりも何よりも、私

は、この計画に随分長いこと関わっていますが、こういう場で、何回これからです、という話を聞かされたか、ということが本当に残念です。

- ・ 福祉避難所が自分たちの施設の利用者だけでいっぱいいっぱい、備蓄はすぐに無くなるとか、受け入れが難しいということは昔から言っています。完璧でなくてもいいのですが、それが少し変わるために何をしたのかとか、前回の時に比べてここが進んで、ここが深まったんだと、ということを実は聞きたいのですが、この話を4年前も聞いたな、8年前も聞いたな、というようなことだと、何のためにこの計画の議論をしているのだろう、と思ったりします。

大野委員

- ・ 山梨委員の質問に対して、大阪市のお答えが少し噛み合っていないなと思います。一般の避難所に行ってから、福祉避難所に行く体力という意味で、使える計画になっているのか、ということにお答えをいただいてないと思います。私もワーキングにおいて作成にご協力した立場ではあるのですが、その点が一番根本的な問題だと思います。
- ・ そのことに関して、大阪市はどうお考えになっているのかをお答えにならないと、ずれていると思います。山梨委員もそのことを心配してご質問になったのではないかと思います。

宮川委員

- ・ 障がいを持っておられる方々の避難をどうするかというのは、本当に難しいテーマだと思います。
- ・ 私は短い日数ですが、東日本大震災と熊本大震災と広島・岡山の水害の際に現地で執務しました。皆さんにお話ししたいのは、そのすべての場所で、災害にあわれて逃げてこられた方がおられるわけですが、同時に、その場所の医療機関もほぼ壊滅状態です。情報があつたとしても、それを使えたことは基本的にないです。
- ・ です。患者さんご自身が避難する際に、お薬手帳を持って来ていただくことが本当に有効でした。それがあるだけで、疾患に関して相当推察できますので。
- ・ また、透析に関しましては、これまでの災害を受けて、国も大阪府も、確実に対応できるようになっています。その日は無理にしても、翌日、翌々日にはなんとかできるような体制がかなり組んでいますので、避難所までたどり着いていただければ、個別にそれなりの対応はできるのではないかと思います。
- ・ その地域の医療機関と連携するかたちで仮に情報があつたとしても、その医療機関も壊滅してしまっているという状況から、なかなかそのような計画は役に立ちにくいと思います。
- ・ ただ、最初の避難が最も大事です。やはり障がいを待っておられる方々をどうするか、ここがまず一番だと思いますので、是非そのあたりは、他の委員の方と同じで、きちんとした体制について計画を立てていただかないといけないと思います。

三田（優） 部会長

- ・ 防災関係について、お二人の意見を踏まえてお願いします。

危機管理室 木村課長

- ・ 福祉避難所へ直接移動することが出来なければ、本当に使える計画ではないのではないかとこの主旨だったかと思えます。直接避難ができれば、ご本人も安心をして避難ができるとか、スムーズだというのは非常によくわかる観点ではあると思っております。
- ・ ただ現状では、施設の方ともお話をする中で、これまでの経過も含めて不十分ではないかというご指摘もいただいておりますが、そこには至っていないという状況です。
- ・ 施設側の受け入れ体制が出来たら順次避難をしていただくというのが現状でして、ご指摘を踏まえて、今後もよりスムーズに避難をしていただける、安心していただける取組について、検討を進めていかないといけないと考えております。

三田（優） 部会長

- ・ まだいろいろあるかと思いますが、一旦この話題はここまでで。

酒井委員

- ・ 私からは障がい福祉計画に関連する項目についてです。
- ・ 資料1の12ページの福祉施設から一般就労への移行等について、先ほどの説明では、成果目標として、⑥の就労定着支援事業の利用者数が新設されたということでしたが、国の指針には、この他に、就労移行支援事業所の移行率の割合が5割以上の事業所を、事業所全体の5割以上になるようにめざすとか、この就労定着支援の終了後の定着率に関する数値目標、それから一番大事なことですが、支援体制の構築を推進するために協議会に、いわゆる就労支援部会を設けて取組を進めることを基本とするということが、今回新たに入っています。それらの項目が大阪市の計画に入っていない理由があれば、それを教えていただけますか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 障がい福祉計画の福祉施設から一般就労への移行等の部分でございますが、ご指摘いただいた12ページにつきましては、概要のみを抜粋した資料になっておりまして、具体的な中身につきましては、資料2の145ページとなっております。
- ・ こちらで、今回、国から成果目標として示されております各目標につきまして、大阪市として計画策定をしている中身をご覧いただくことができるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

酒井委員

- ・ 失礼しました。その3つもそこに書いてあるんですね。わかりました。

芦田委員

- ・ 資料2の35ページの障がい者への虐待のところですが、通報件数が763件、実際に虐待と判断した件数が51件ということで、7%程度となっております。
- ・ 大阪は通報件数が日本一多いということは、とてもいいことだとは思いますが、広く、国民の義務であるということが周知されているのかなと思いますし、虐待があれば通報するというのではなく、虐待の疑いがあれば通報するということにもなっているという中で、非常に通報件数が多いのですが、実際に認定された件数は51件です。
- ・ 43ページに移りまして、(3)の四角囲みのところですが、虐待は重大な権利侵害であり、障がいのある人への虐待を防止するための啓発や研修に努めるとともに、虐待事案が生じた際には、速やかに適切な対応を行うということで、対応についても書かれています。
- ・ この「虐待事案」という言葉についてですが、虐待と認定されたものについて速やかな対応をするということなのか、通報された虐待であろうと思われる認定前のものも、速やかに対応しなければいけないということが含まれているのか。93%程度は認定を受けないということですが、対応をしてもらえないということでしょうか。
- ・ 特に養護者による虐待について、大阪市は非常に養護者の定義が狭く、国では、一緒に住んでいなくても、障がい者同士でも、できるだけ幅広く認定をしてくださいとなっているにもかかわらず、大阪市は障がい者同士や同居の高齢の親による障がい者の虐待は認めないとか、別に住んでいる人は駄目だとか、他人は駄目だとかというように、非常に狭くなっていて、虐待の認定、特に養護者のところの認定が少なくなっています。
- ・ 本当は、通報があり、認定があり、対応があるという3のプロセスなのですが、認定のところや、認定されなくても、どのように対応するのかというところに関して、認定されればこのように対応をしますよ、ということではないのか、そこの質問です。

三浦障がい福祉課長

- ・ 本日虐待の直接の担当が出席をしておりますので、計画文案を作成した立場でお答えさせていただきたいと思います。
- ・ 一つは、この四角囲みの中の虐待事案が生じた際には、という表現につきましては、ご指摘いただいた通り、認定された場合と読める表現になっていると、ご指摘を受けて感じましたので、担当課とも調整をさせていただきまして、表現については検討させていただきたいと思います。
- ・ 虐待対応につきましては、通報件数が多いことについてはご指摘いただいたようにとてもいいことだと大阪市としても捉えております。支援の必要性を知るきっかけというようにとらえて、大阪市としても対応を進めているところです。
- ・ 虐待の判断につきましては、一つは、分離保護の必要性も含めた緊急対応の必要性の判断の一つにもなっているかと思っております、虐待の認定としては虐待があるという判断にならない事例についても、今の生活実態や、養護者との関係性などの調査をしながら、必要な支援をきっちりと入れていくという対応の一つとして、虐待通報を受けと

めて対応していると担当課からは聞いておりますので、そういった対応の徹底や、そういった対応をきちんとしていくということについては引き続き担当課とも情報を共有していきながら対応していけたらと思います。

芦田委員

- ・ 93%は何もしませんという話ではないということの確認ができたかなと思います。ありがとうございました。

倉田委員

- ・ 芦田委員の虐待の話にも関連しますが、アンケートの結果では、小学生・中学生が頼るところは家族・親になっています。相談窓口が広く開かれていれば、学校の先生や、支援者、PSW、スクールカウンセラーなどに助けを求められると思いますが、相談窓口が狭いという問題がありまして、小学生や中学生は親に頼るしかない。自分たちの身の安全と、その生存の欲求を満たしていくためには、親に頼るしかなく、親には逆らえない状態なんです。
- ・ 親たちも、何とかして子どもたちの面倒を見ようとしていますが、自分たちだけでは手一杯で精神的にどんどん追い詰められてしまいます。虐待する側も虐待をしたいからするのではなく、親側にも、抑圧される何らかの社会的な要因、虐待に繋がる要因があると思います。そこを解決していくような施策をしていかないといけない。
- ・ 子どもたちが簡単に支援に繋がれるような支援体制を整えていく必要があるのではないかと思います。
- ・ 精神科病院の社会的入院もいわば虐待です。精神科病院に押し込められている。もう家族しか頼るものがなくなった、弱った精神疾患を持った人たちが病院に閉じ込められているという現状も、虐待の一つではないのかなと思います。

山内委員

- ・ 芦田委員が言われた中で驚いたのは、養護者による虐待の場合は、障がい者福祉施設従事者や使用者等とは違って、いろいろな状況の中で対応していく部分があると思のですが、大阪市の場合は範囲を狭く見ていると言われたことです。
- ・ 同居していようがしていまいが、親子であろうがあるまいが、養護者の範囲はもっと広いはずです。虐待防止の研修で何度も聞いてきていますので、その辺りは虐待防止の担当の部署ではない方でも、行政の方であれば当然ご存知ではないかと思いますので、確認をしたいのですが、いかがでしょうか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 大阪市の判断基準が狭いという芦田委員のご指摘の部分については、先ほどコメントができていなかったのですが、そういった具体的な認識は、少なくともしておりません。
- ・ 養護者そのものにつきましては、障がいのある方の身の回りのことや、そういった養護

をしている方ということですので、もちろん同居の有無にも関わりませんし、ご本人の生活実態とその養護者の方との関係性の中で判断していくものだと思っております。

山内委員

- ・ 皆さんがお答えできないことに、私は非常に驚いたのですが、それこそ合理的配慮の研修の不足ではないですか。

三浦障がい福祉課長

- ・ 大阪市の判断が他の市町村と比べてどうなのかということについては、今把握していませんが、少なくとも虐待対応において養護者の範囲がどうかということについては、もちろん同居の有無にかかわらず、ご本人の生活状況やその養護者との関係性の中で判断していくものだと思っております。そちらについては、基本的には市町村によって差が生じるものではないと思っております。

三田（優）部会長

- ・ 大阪市独自であってはいけないものですので、それは絶対ありえないということです。ただ、そういう実態があるという意見が出た以上、私も非常に関心がありますので、担当の方から明確なお答えをいただきたいと思います。
- ・ では、議題2の第6期障がい福祉計画第2期障がい児福祉計画の進捗状況について事務局から報告をお願いします。

塩谷障がい福祉課長代理

<議題2 資料3（3～4ページ除く）・資料4 説明>

こころの健康センター 吉田課長

<議題2 資料3 3～4ページ 説明>

倉田委員

- ・ 5ページの就労の定着率に関してですが、転職を繰り返していると、就ける仕事がなくなってくるんです。仕事がなくなることによって離職率もどんどん上がってきて、行き場がなくなってしまう。
- ・ なぜ定着率が低いのかというと、コミュニケーション能力の低下による社会適応能力の低下で、コミュニケーション不全になってしまって、会社で心理的なトラブルがあり、安全の欲求や生理的な欲求が会社で満たせなくなって、普通、会社は自己実現の欲求や承認の欲求を満たしていく場所なのですが、自分の身の安全すら感じられなくなる。そうなってくると追い詰められて、避難するために離職してしまいます。離職する前に何が必要なのかというと、会社以外の安心安全な集まれる場所。安心して安全に、自分たちの思うことを話せるような場所が必ず必要になってくると思います。

- それが就業・生活支援センターの役割なのですが、就労の支援を受けようと思うと、昼間など、支援者が動いている時間しか受けられないんです。そのため、支援者がいる時間に合わせて仕事を休んだり、残業ができなかったり、そういう不具合が出てくると思っています。
- 仕事の仕方に応じた支援の仕方をきちんと考えていかないと、今後も就労定着率は上がらないのではないかと思います。
- あともう一つは、9ページのコーディネーターの配置についてですが、事業所のアンケート結果では、人材の確保が難しいことと、難しいケースに対応するのがしんどいことと、費用的な問題の3つが挙がっていました。事業主の方は、どのアンケートのどの項目に対しても、その3つを必ず上げていて、少子高齢化で利用者の確保が難しくなってきます。高齢者の人たちは、今人数が多いけれど、こどもがどんどん少なくなっていく中で、コーディネーターをいっぱい増やしても、今後そのコーディネーターが対応するこどもたちが減っていく中で、自分たちの仕事が確保できるのでしょうか。少し飛躍しすぎですが。
- 一人ひとりへのオーダーメイドの対応が求められるので、対応が難しいことと、給料が安いことと、雇用期間の保障がなされていないことが一番の問題かなと思います。

三田（康）委員

- この会議に何度か参加させていただき、いつもグループホームのことばかり言っているんです。それは重度の障がいのある方もそうですが、入所から地域に帰るとか行くとかいうことも含めて、地域での暮らしが成り立たなければ、それはできないことですよ。
- ここにある計画は非常に綺麗というか、理想的なことが書かれていて、いつも、そうなればいいなと見ているのですが、もしできるならば、これを具体的にするものも一緒に作っていただけないかなと。そうでなければ、なかなか見えない。
- 先ほどもおっしゃったように、人材確保がいま急務で、実際、私も事業の方は、もう危ないかなと思うぐらい人材が集まりません。いろいろな理由があると思うのですが、危機的な状況です。地域の中で暮らしていくためのヘルパーやスタッフが集まらないというのは、お金があっても難しい。実際はお金もなかなかないので、待遇改善もできない。これは非常に危機的なところじゃないですか。
- ここに書かれている計画を実現するために、これとこれを具体的にするというような、もう少し細かい部分を、綿密なものでなくてもいいですが、これとこれはやるべきではないかといった方向性や具体策を一緒に作って、それをベースにしながら計画を立てていく必要があるのではないかと。そうでないと、なかなか計画が見えないです。
- 本当は指摘をしたかったのですが、地域生活支援拠点等の機能の充実についても、ふわっと書いてあって、本当にそうなればいいなと思いつつも、文言だけでは何がどこまで進んでいるのかわからないし、どこまで行こうとしているのかもわからない。
- 数値目標を出せるものがあれば、このように出せないものもあるかもしれませんが、計画である以上は、具体的な施策へのヒントであるとか、そこに向かえる部分とか、もう

少し細かいものを示してもらえないかなと思っています。

三田（優） 部会長

- ・ 全面的に賛成でございます。答えをいただく時間はないと思いますが、一応、今回は、四角囲みで、それぞれの中に方向性をつけていただきました。それがワーキングで最低限できたところという状況です。大変申し訳ありません。
- ・ 実はもう一つ案件がございますので、そちらに移らせていただきます。ご報告をお願いします。

三浦障がい福祉課長

- ・ 本日、芦田委員よりご提案の案件がございますので、委員からお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

芦田委員

- ・ 昨日、大阪市の方に資料を出させていただきました。
- ・ 資料は、一番後ろの、地下鉄・ニュートラム、一部の改札に遠隔案内システム（駅員呼出インターホン）を導入いたしますというものです。
- ・ 実は、これが今年8月14日に、大阪メトロのホームページに載りました。これが載る前に、メトロから各障がい者団体に、遠隔案内システムを一部の駅に導入しましたということで、報告があったと思います。この委員の方々が参加されている障がい者団体にも説明があったのかなと思います。
- ・ 少し資料を読ませていただきます。
- ・ 「大阪メトロは、2023年8月27日（日曜日）から可動式ホーム柵が設置されている駅の一部の改札口に遠隔案内システム（駅員呼出インターホン）を導入いたします。これまで駅社員の到着までお客様をお待たせしていた場面でも、遠隔案内システムからすぐに対応・案内を受けることができます。また、対応品質の向上として、お客様との対応内容を集約・記録することで対応品質の均質化を行い、お客様の満足度の向上につなげていきます」というような、良いことがいろいろ書いてありますが、実は、というところでした、8月27日から突然始まりました。
- ・ この遠隔案内システムが設置されたのは、24駅26改札口で、ホーム柵が設置された駅ということです。御堂筋線の新大阪、西中島南方、中津、梅田、淀屋橋、本町、難波等々のほか、千日前線、堺筋線ということで、非常に利用する人が多い駅の、いくつか改札口がある中の1か所ないしは2か所を、このような遠隔案内システムにするということで、そこに人がいないような形になりました。
- ・ 資料の2ページから遠隔案内システムがどのようなものかということも載っていますが、その次の3ページの「4」を読んでみます。
- ・ 「車椅子をご利用のお客さまや目の不自由なお客さまの対応について、遠隔案内システムを導入する改札口にて駅係員の介助が必要なお客さまにつきましては、遠隔案内システ

ムのインターホンにて遠隔案内センターに」ということですので、これはその駅ではないと思います。そこに「連絡いただくことで駅長室から駅係員を手配いたします。また、車椅子をご利用されているお客さまの多い改札口の一部については、介助業務を行うスタッフを配置いたします」ということです。黄色い板などを持って介助して下さっている方のことだと思っておりますが、そういう方を配置しますと。「さらに、目の不自由なお客さまにも遠隔案内システムのインターホンの設置場所が分かるように音声での誘導を行います」と、書かれてはいるんです。

- ・ 障大連という団体で、このことについて緊急のアンケートを9月12日から20日までの1週間ほどでやらせていただきました。特に視覚障がいのある方がどのように思われているのかというところですが、アンケートにお答えいただいた内容を紹介させていただきます。

井上副部長

- ・ 具体的にここでの提案をお願いします。

芦田委員

- ・ わかりました。
- ・ 「第5章 住みよい環境づくりのために」では、資料1のA3の用紙にもまとめられていますように、「すべての人が使いやすいユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、市民利用施設の整備、鉄道駅舎等の移動円滑化等に努めます」と書かれています。
- ・ そのような中で、こういう遠隔案内センターができたことによって、移動の自由や権利、社会参加は障がいの者の自立の第一歩であるという基本的な考え方がある中で、都市交通、公共交通の要である地下鉄が、障がい者にとって使いづらいものになっているということです。
- ・ このアンケートでは、かなり待たされるようになってしまったとか、使い勝手が非常に悪いという結果も出ています。
- ・ 障がい者権利条約に書かれた、他の者との平等にも反すること。待たされる必要があるのか。合理的配慮を求められていますが、それにも逆行しているのではないかということです。
- ・ 先ほどの第5章の中では、鉄道についても移動円滑化等に努めますとなっておりますが、逆行するような動きがあるということです。
- ・ やっぱ障がいの者の声を聞かないままこのような形になってしまった。これをどう改善していくのかということです。こういう実態がある、課題があるということと、これからどのように改善していくのかということと、計画に盛り込んでいただきたいなと思います。

三田（優）部長

- ・ 資料提供ということですので、ご説明ということでよいということでしょうか。

長谷川委員

- 今のご説明に関してですが、車椅子をご利用のお客さまや目の不自由なお客さまの対応についての記載はあるのですが、知的・発達障がいの方にどのような配慮をしてくださるのかについては、全然明記されていないということと、説明にどの程度まで行かれたのかは知りませんが、私たち大阪市手をつなぐ育成会には無かったと思います。これを知ったのは、大阪市の交通バリアフリーの会議に参加させていただいた時に委員の方から情報提供があつて、それで、大阪市育成会の連絡会議で会員の皆さんにお知らせしたという経緯がありますので。
- 障がいのところで、遠隔操作で対応できる方への説明にはなっていないのかなと思います。音声での説明は、知的障がいや発達障がいの方にとっては、とても苦手な分野ですので、そういうところを、どうお考えになっているのかは、ぜひ聞いてみたいところです。

三田（優） 部会長

- 以前ここで、メトロが民営化になるときに、民営化になったとしても大阪市としては障がいのある方の権利については逐次着目していきますということ、何年前かにいただいたのを覚えているのですが、とんでもない流れになってきているんだなと、意見として思います。
- 市の方はご存じでしたか。

三浦障がい福祉課長

- メトロの対応ということで、都市交通局を通じてお聞きはしました。
- この件につきましては、昨日の差別解消部会でも同じようにご提議いただきまして、ご意見等もお出しいただいたところです。
- 昨日の部会では、都市交通局も出席をしております、こういったご意見についてはメトロにきっちり伝えたいと、どういった改善をしていくのかということについてもきっちり検討していくというような回答になっていたかと思っております。
- 我々としましても、今回いただいたご意見もそうですし、今後もいただくことになると思いますので、そういった声をきっちりとお伝えさせていただいて、ご不便なく利用していただけるような改善をしていくということに、連携して取り組んでいきたいと思っております。
- 併せて、計画文案につきましても、必要な修正ができないのかというご提案もいただきましたので、その点につきましても関係部局と調整をして参りたいと思っております。

三田（優） 部会長

- 方法というか、やり方ですね。決まってから通達みたいなかたちだとなかなか厳しい現状があるのかなと思いました。

- ・ 本日予定されている議事はすべて終了ということで、事務局にお返ししたいと思います。

三浦障がい福祉課長 <あいさつ>

司会 <閉会>